

1 社随意契約する理由

<p>工 事 名</p>	<p>令和2年度 村上市し尿処理場施設機器点検及び整備工事</p>
<p>1 社契約する理由</p>	<p>村上市財務規則第133条3項2号の規定による。</p> <p>本業務は、し尿処理施設機器の点検及び整備を行うものである。</p> <p>当し尿処理場の処理設備は、栗田工業㈱が建設し、施設全体が同社のクリタックシステムにて運転されている。</p> <p>相手方の㈱クリタスは、栗田工業㈱が100%出資し、自社建設施設の維持管理のために設立した子会社であり、施設整備及び修理を行える唯一の会社である。同社は、建設から2年間の保証期間及び現在までの当処理設備機器の点検・整備においても、迅速、且つ確実に対応しており、機器等の状態についても技術の蓄積がなされている。</p> <p>し尿処理場は、良好な生活環境を維持するため、毎日し尿又は汚泥が搬入される市民の生活と直接結びついている施設であり、点検整備での運転停止期間は必要最小限としなければならないことから、当該業者と随意契約を締結するものである。</p>
<p>随意契約の相手方</p>	<p>住 所 東京都豊島区南池袋一丁目11番22号 業者名 株式会社 クリタス 代表者 代表取締役 鎌田 裕久</p>